

令和5年度 第1回三木市文化財保護審議会議事録

1 開会日程

- (1) 開会 令和5年10月27日(金) 午後1時30分
(2) 閉会 令和5年10月27日(金) 午後4時

2 場 所 みき歴史資料館 3階講座室

3 議 題

(1) 報告事項

- ア 令和5年度文化財保護事業実施計画について
イ 国指定史跡三木城跡及び付城跡・土塁の発掘調査等について
・三木城本丸跡の発掘調査について
・旧上の丸庁舎跡基礎撤去工事及び堀光美術館別館等の解体撤去工事について

(2) 協議事項

- ア 市指定文化財の指定計画について
イ 市指定史跡愛宕山古墳(下石野5号墳)の発掘調査計画について
ウ 「六社神社屋台 旧水引幕・高欄掛け・布団締め」の調査報告と今後の方針について

4 出 席 者

- (1) 委 員 宮田 逸民、藤田 均、伊賀 なほゑ、千種 浩、中久保 辰夫、依藤 保、
山田 貴生
(2) 事務局 本岡教育総務部長、手島文化・スポーツ課長、富田館長、金松係長

5 公開・非公開の別 公 開

6 傍聴人の数 1 人

1 開会 宮田会長よりあいさつ

2 報告事項

- (1) 令和5年度文化財保護事業実施計画について(資料1)
(事務局から報告)

[委員]

三木城跡及び付城跡・土塁の整備にある撤去工事の内、堀光美術館別館とは屋台用具等が保管されている施設のことか。また、寄託資料については所有者へ返却していくとのことだったが、既に区長等に連絡はしているのか。

[事務局]

一部については連絡をとったが、早急に連絡を取るよう堀光美術館に伝えておく。

[委員]

解体工事の具体的な日程や業者は決まっているのか。

[事務局]

財政課が主担当となり、年明けに入札を行う予定だが、既に現状変更許可は下りており、準備が整い次第工事に着手できる状態である。

[委員]

史跡危険木等伐採は随時となっているが、今年度実績として、こういった箇所を実施したのか。また、予算化はされているのか。金物資料館にあるヒノキは芯止めされておらず、ますます高くなるとおもうが、史跡内の高木についてそういった剪定を実施したことはあるのか。

それから、資料貸出にある個人は、おそらく科研費による調査だと思うので、単に「個人」と記載した場合、誤解を受ける可能性もあることから、機関名に変えた方が良いのではないか。

[事務局]

記載方法については変更したいと思う。

また、昨年度は史跡危険木等伐採を実施することはなかったが、今年度については、平井山ノ上付城跡の主郭部北側にある太閤道と伝わっている通路脇にあった枝折れや枯木を伐採している。それから、金物資料館にあるヒマラヤ杉が繁茂し、倒木すれば危険な上に外来種でもあることから、所管課である商工振興課に伐採を許可したところである。なお、今年度は25万円を予算計上していたが、こういった事案が増えつつあるため、来年度予算では増額できればと思っている。

[委員]

台風等による史跡内の倒木被害は、周辺の建物や人的被害だけでなく、土中の遺構にも影響を及ぼすことになるので、史跡内樹木の維持管理に努めてほしい。

[委員]

様々な機関に資料貸出をしているが、何らかの還元や効果はあるのか。

[事務局]

メディアで紹介されることで知っていただける機会にはなろうが、即応的な効果については、それを測る術もないので分からない。ただ、掲載書籍については送付するようお願いしている。

[委員]

歴史ウォークの参加者数が前年度比で増加しているのは、5月8日より新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更されたことにより、イベントの対面実施も一般化し始めたことに加え、指摘があった資料貸出の点からも三木城や三木合戦がテレビ・雑誌等でかなり注目を浴びてきていることに起因しているのではないかと考えている。もちろん、歴史ウォークの参加者数が戻ってきているのは、他の自治体と比較しても大きいことだと思うが、歴史ウォークや資料館へ足を運んでいただけるように持っていくことが肝要であり、クレジット掲載のお願いや、広報面から資料館へのアクセスなどの情報提供を行って誘導していくよう意識していただければと思う。

[事務局]

歴史ウォークの参加者は、申込不要としていたコロナ禍前でも20名程度だったこともあり、今年度の参加者急増は全く予想していなかった。おそらく反動によるものと思われるが、参加者多数のため適切に案内ができなかった1・2回目の反省から、歴史ウォーク③「別所ゆめ街道コース」では別所ふるさと交流館で解散後路線バスを利用するため20名、歴史ウォーク④「秀吉本陣跡コース」では、宮田会長に協力いただき40名の定員枠を設けて実施する予定である。

[委員]

12月23日(土)に企画展「地域の史料たち7～三木の歴史～」の関連イベントとして『三木の歴史』刊行記念ウォークの開催を予定しており、その際は資料館にも協力をいただきたいと思います。

(2) 国指定史跡三木城跡及び付城跡・土塁の発掘調査等について(資料2)

①三木城本丸跡の発掘調査について

(事務局から報告)

[委員]

発掘調査の目的は何なのか。また、令和6年度はどこを調査するのか。

[事務局]

史跡の内容確認とともに今後の史跡整備に向けての調査である。令和6年度の調査区については未定であるが、令和4・5年度の発掘調査成果によって固まってくると考えている。

[委員]

平成30年に策定された国指定史跡三木城跡及び付城跡・土塁整備基本計画では、発掘調査を行い整備するとなっていたと思うので、史跡整備は発掘調査で確認できた遺構を活かしたものになると考えられるが、その場合、史跡全域を調査して遺構を確認する必要があるのではないか。

[事務局]

昨年度実施した二の丸跡の発掘調査では、R4-2とR4-3の調査区で播州三木古城図に描かれた堀を確認できたが、その他の調査区では三木高等女学校建設時に削平され遺構は確認できなかった。そのため、旧上の丸庁舎跡部分では、堀以外の平面表示は難しいと考えている。また、今年度発掘調査予定の上の丸保育所跡について、調査面積が狭いと指摘は発掘調査検討委員会でも受けているが、県の担当者とも今回の調査は今後の史跡整備に向けた発掘調査の第1弾と位置付けている。ただ、第2弾以降の調査が行えるかについては未定であり、全面調査となると予算や人員面から難しいと考えている。

[委員]

確認調査という位置づけであれば、今後につながる調査という性格から理解

できるが、昨年度実施した旧上の丸庁舎跡での発掘調査は、地形に即して設定されたものではなく、撤去するコンクリート基礎に沿って設定した調査区でのものであって、遺構が確認できなかったとしたR4-1等の調査区だけで遺構がなかったと判断するのは、かなり無理があり、わずかな試掘範囲で遺構の残存について断定してはいけない。深い遺構の有無も含め慎重な調査や判断が必要になってくるのではないか。

[事務局]

慎重に判断したいと思う。

[委員]

釜城館や堀光美術館別館等を順次解体撤去していくと思うが、稲荷神社や滑原町屋台庫等はどうなるのか。

[事務局]

国指定史跡三木城跡及び付城跡・土塁整備基本計画に記載のとおり、移設等の必要はない。

[委員]

個人的には移設いただいた上で発掘調査すべきだと思っている。

②旧上の丸庁舎跡基礎撤去工事及び堀光美術館別館等の解体撤去工事について

(事務局から報告)

[委員]

プレハブ倉庫には市の備品がまだ保管されていると思うが、移転先は決まっているのか。

[部長]

必要な備品は旧三木市民体育館へ移動しており、堀光美術館別館内の資料はまだ移転しきれていないが、基本的には不用品のみが残っている状況である。

[課長]

不用品については、解体撤去の際、業者に引き取っていただく予定にしており、必要な備品のみの移動を所管課にお願いしている。

[委員]

堀光美術館別館に残されている寄託資料は現状では何点程度あるのか。

[課長]

詳細な点数は、資料を持ち合わせておらずお答えできない。

[委員]

堀光美術館でリストは作成していると思う。ただ、寄託資料の返却に際し、区長に連絡するのは必須とは思うが、区長の一存ではなく、地区の総意を取ってもらえるように告知するなり対処をしていただければと思う。

[部長]

解体撤去工事に着手する前に最終の確認をしていきたいと思う。

3 協議事項

(1) 市指定文化財の指定計画について（資料3）

（事務局から説明）

[委員]

短期の候補物件に追加した文化財については、確実性も高く調査も済んでいることから、優先度を引き上げて良いと思う。

[委員]

三木鬼追い式に関して、月輪寺の赤鬼面にまつわる伝承が広く知られた場合に返還問題がおこるのではないかと危惧されている方がいると聞いている。ただ、所蔵は月輪寺であり、あくまでも伝承であることから、鬼面返還問題ありと記述する必要はないのではないかとと思う。

[事務局]

伝来の由来があったとしても、民法上も月輪寺が所有権者であれば、留意事項の文言を削除しても構わないと思う。

[委員]

伝来を曖昧にしておく方が良いので、指定文化財に指定しないのも一つの方法ではある。

[委員]

行事のみを指定するのか、それとも鬼面も含めて指定するのか、一度確認し

ておいても良いのではないか。

[事務局]

確認する必要があると思う。三木鬼追い式を市指定文化財にして欲しいとの要望があったが、調査不十分ということで指定文化財に指定されなかった経緯は聞いている。

[委員]

伝承とはいえ、調査した上で素材や製作技法等の観点から確実に日本で制作されたものであると学術的に確定させておかなければ、今後の変化によって対象になり得ると考えた方が良い。制作場所の問題やどうやって伝わってきたものかについて、客観的データを用意しておかなければならないと思う。

[事務局]

法的側面以前にそういった問題があるとなると、なかなか短期の候補物件に挙げることは難しいように思うので、中期の候補物件に変更する必要があるように考える。

[委員]

もちろん、指定文化財にすべきではないという訳ではなく、どの文化財に対してもきちんと調査した上で候補物件に挙げるべきであって、確実に制作や伝来が分かるようにしなければならないという意味である。

[委員]

今の議論は、無形民俗としての文化財で使われる道具の1つが問題になっていると思うが、その道具を文化財指定しようとしているのではなく、播磨に多く残っている鬼にまつわる民俗事例として位置付けとしての評価はできると思う。また、調査によって期待した結果が得られなかったとしても、思いは思いとして評価することで落ち着くのであれば、それで良いのではないか。

[委員]

存在意義そのものが崩れる事柄であり、そう簡単なことではないと思う。

[委員]

伝承があることを付して無形民俗文化財として取り扱うのであれば、短期の候補物件としたままで良いと思う。

また、短期の候補物件として追記した3点の文化財を早期に指定すべきではないかという委員の意見について議論いただければと思う。

[委員]

保存状態等を確認する調査の必要はあるが、条件が揃っているのであれば、早期の指定になりえるものではないか。

[委員]

3点を同時に指定することは可能か。

[事務局]

調査報告は既にあるので、調査所見を書いていた上で1回の審議できちんと議論できるのであれば可能だが、無理に同時指定する必要はないと考えている。ただ、早期の指定に向けて進めていきたいと思う。

(2) 市指定史跡愛宕山古墳（下石野5号墳）の発掘調査計画について（資料4）
（事務局から説明）

[委員]

円筒埴輪の写真が1枚あったと思うが、今回実施する地中レーダー探査で確認することは可能か。

[委員]

例え基部が残っていたとしても認識できないのではないか。

[委員]

地中レーダー探査を行う理由は、深い溝や埋葬施設の位置や素材を探るためのもので、テラス部分に置かれる円筒埴輪は、そのテラス部分の位置が分かれば自立していれば確認できると思う。また、今回実施される墳頂部と前方部の調査の主目的は、埋葬施設の有無にあると考える。

[委員]

前方部に地中レーダー探査を行う予定にしているのは、箸墓古墳のように前方部に段築がもう1段あるかもしれないと考え設定しているのではないか。

[委員]

直接話を聞いたわけではないので分からないが、実のところ、実物の墳丘の

方が腰高のような急斜面になっていることや、後円部に比べて前方部が低いものになっていることなど墳丘測量図と実物の古墳との間に印象が違うところがあり、盛り土をされている可能性もあることから、こういった堆積状況になっているかを確認するため地中レーダー探査を行うのではないかと思います。

[委員]

後円部にある石段の建設時期は分かっているのか。

[委員]

そこまでは分からないのではないかと。

[委員]

今年度の調査面積が88㎡となっているが、昨年度よりも広い面積の調査を同程度の日数で実施するのは難しいのではないかと。もう1点、墳頂部に設定した10m四方の地中レーダー探査面積は埋葬施設を狙うという意味で妥当だと思うが、前方部では来年度西斜面を調査される予定であれば、予備調査という意味合いでも何段築成かを確認するために西斜面を探査できるよう調査区の縦横を90度倒すようにして実施した方が良いのではないかと。

[委員]

地中レーダー探査は面積によって価格が変わるため、90度倒すようにして実施するのは問題ないと思う。ただ、個人的な意見であるが手鏡型のような形状ではなく、バチ型のように広がるのではないかと考えている。前方後円墳は前方部がバチ型のものが古く、時代が下るにつれて真っ直ぐになっており、従来4世紀後半頃と考えられていた愛宕山古墳が、出土している埴輪等を見ると、4世紀前期でも古い可能性が出てきており、開き方を探るためにも提案したいと思う。理想を言えば前方部の東西斜面に調査区を設定して広がり方を確認するのが良いのであろうが、科研費の研究期間も決まっており、割ける学生数も限られていることから、東西斜面に掛かるような調査区設定した方が、前方部端部で7m四方の設定で来年度調査する予定の調査区のためにも良いのではないかとお伝えいただければと思う。

[事務局]

大阪大学の担当者に伝えておく。

[委員]

西斜面に比べ東斜面が急斜面になっているのは、東側が削られたからと言って良いのか。

[委員]

その通りだと思う。これまで墳丘の東側を注目していたと思うが、出土遺物を見ても西側を注目すべきであったことと、図面では残りの良い古墳のように思えるが、もう少し調査を進めないとよく分からないということが今年2月から3月にかけて行った発掘調査の成果だと思う。

[委員]

大阪大学の科研費による調査ではあるが、市史編さん事業に関わる案件であり、限られた予算だと思うが、タイアップして事業を行った方が、市史にもより良い成果を掲載することができるのではないかな。

[委員]

バックアップの仕方は色々あると思うが、実際に調査する学生のほとんどが大阪周辺または自宅に居住しており、宿泊費が嵩むことによって調査に制約が掛かっているのではと推察できるので、宿泊費や現場までの送迎などについて、教育委員会や市史編さん室で手助けしてもらえれば、ありがたいのではなからうか。

[事務局]

昨年度は新型コロナウイルス感染症対策として個室での宿泊となったため、科研費の大半が宿泊費となったようだが、今年度は三木ホースランドパーク内の宿泊施設になると聞いている。

- (3) 「六社神社屋台 旧水引幕・高欄掛け・布団締め」の調査報告と今後の方針について（資料5）

（事務局・委員から説明）

[委員]

市内で最も古い屋台は、どの屋台になるのか。

[委員]

鳴り太鼓であれば花尻屋台の鳴り太鼓が寛政年間（1789～1800）のもので最も古く、彫り物など全体が残っているものとしては、文政5年（1822）の記銘がある志染中屋台であるが、志染中屋台については改修をするかもしれないということで、地元の方も文化財指定については悩んでおられる。また、吉川町の若宮神社の鳴り太鼓については、文献と太鼓に記された年号とが一致している数少ない例であり、価値があると考えている。

[委員]

六社神社の場合は、屋台と共に水引幕・高欄掛け・布団締めが揃って古いということに価値があるということか。また、鳴り太鼓も古いものなのか。

[委員]

そこに価値があると考えているが、鳴り太鼓については内部を確認したとは聞いていないので分からない。内側に墨書があるとは限らないが、くりぬき方を見ればある程度のこと分かると思う。

[事務局]

市指定文化財の候補物件に挙げている六社神社の旧水引幕・高欄掛け・布団締めは、令和3年に寄贈を受けている。六社神社では、令和2年に屋台の大改修が実施され、令和5年の祭礼時にお披露目されている。

[委員]

明治36年（1903）に制作された先代高欄掛けの作者は分かっているのか。

[委員]

明治36年のものは、全国的にも知られている絹常によるものであるが、そこに至るまでの発展段階にいた作者として岩田虎市を位置づけられると考えている。

[委員]

岩田虎市の手掛けた作品は、何年頃まで制作したものが残っているのか。

[委員]

調査した中では、文久3年（1863）に制作された吹上屋台のものが最も古く、明治27年に作成された祇園神社屋台のものがもっとも新しいものにな

る。

[委員]

岩田虎市の作品は、市内では六社神社のものだけなのか。

[委員]

当初は、岩田虎市の作品に希少性があると考えていた。しかし、調査の中で可能性のあるものはそれなりの数残っていると分かったものの、現在でも使われているものの多くは改修を受けていることも分かった。そういった中で、六社神社のものは、ほとんど改修を受けていないと思われる。

[委員]

作者が名高いからなのか、作品が優れているからなのか、それとも3点揃っている点に価値を見出しているのか。

[委員]

3点揃っている点に価値を置くべきと考えており、岩田虎市の評価はこれから定まっていくであろうが、歴史的資料としての価値は間違いないと思う。

[委員]

布団締めは岩田虎市によるものかは不明となっているが、江戸時代に制作されたものと言えるのか。

[委員]

高欄掛けで用いられている紺地の布と同じものを使用しており、屋根の反対側まで渡す布団締めは江戸時代には描かれているものの、明治以降は少なくなることから、江戸時代のものと言えるのではないかと考えている。ただ、高欄掛けに使われている紺地の布はオリジナルと思うが、黒地の布は後に改修されたものかどうかは分からない。

[委員]

同一の織物か判断する際には、織密度やヨリを比較して証明していくが、もう少し客観性を持った分析があると説得力が増すのではないか。

[委員]

調査を進めていきたいと思う。

[委員]

指定にすべき物件であることは分かるが、有形文化財として指定するのか、それとも民俗文化財として指定するのかは重要で、どちらで指定するかで価値付けのポイントが変わることになり、有形文化財であれば歴史的ないし芸術的・美術的価値で、民俗文化財であれば我が国の国民の生活の粹について評価する必要があって、文化財保護法の体系に沿って、どの価値に重きを置くのかを決めておく方が今後のためにも良いと思う。説明を聞いた中では、1人の制作者が慶応年間（1865～1867）に作ったものが地域に残されていることの方が重要となり、民俗文化財での指定になると考えられるので、岐阜県の高山祭など他の地域ではどのような理由で指定されているか参考にされれば良いのではないか。

[委員]

岩田虎市に特化するのではなく、先代高欄掛けも含め地区で大切に継承されてきたことに価値を見出しても良いのではないか。

[委員]

先代高欄掛けは残っていない。

6 その他

[委員]

短期の候補物件にある布団屋根模型について、所有者の筒井俊雄氏より布団屋根の布部分が傷んでいることを相談された。

[委員]

先日いただいた発掘調査報告書について、平井1号墳の中で5～6世紀ころの方墳であると記載されているが、確定にするには難しい場合は不確定な形で、それから主体部という表現は一般の方には分かりづらいので、埋葬施設のように表現を変えた方が良いのではないかと感じた。もう1点、跡部東谷遺跡の中でテラスがあると書かれているが、断面図や写真を見る限りテラスではないと思われるので、今後市史編さん事業や展示の中で表現される際は省かれた方が賢明かと思う。

[事務局]

平井1号墳については土器も出土しておらず、あえて年代を書けばという意味で記載したが気を付けたいと思う。また、跡部東谷遺跡では断定してしまっていたが、これについても気を付けたいと思う。

[委員]

資料の貸出案件や取材、また地域の方への公開について正規職員1人に負荷がかかり過ぎていると感じている。ワークライフバランスが重要視されている現代において、分業できる体制を市としても検討いただければと思う。

[委員]

三木城跡をはじめとした史跡整備という大きな事業を正規職員1人体制で実施するのは、マンパワーの面で限界があり、文化庁や県との調整を安定的に進めていくためにも、それなりの体制を整える必要があるのではないかと。

[委員]

この問題は以前から言っているが、正規の職員がこの体制でもそれなりにこなしているのに体制を整備してもらえないという側面もあり、仕事を引き受けさせすぎないことに加え、分業もお願いしたい。

7 閉 会 依藤副会長よりあいさつ